

# 裁判例紹介

## 事件名：「パロディモンタージュ」事件

原告の写真をパロディとして利用した行為が引用にあたるかが問題とされた事件

最高裁判所 第三小法廷 昭和 55 年 3 月 28 日 判決

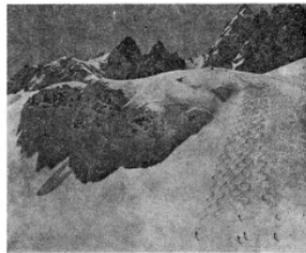
事件番号：昭和 51(オ)923 号

### ◆ 本件を取り上げた理由・趣旨

海外では著作権法でパロディが許容されている例もありますが、日本ではパロディ化について明文化されていませんので、最高裁判決である「パロディモンタージュ事件」は、良否の判断材料の一つとなります。

### ◆ 事件の概要

原告の写真をパロディとして利用した被告作品について、著作権侵害が争われた事件。被告の作品は、アルプス山系の雪山にてシュプールを描いて滑降して来たスキーヤーを俯瞰するような位置で撮影した原告の写真に、巨大なスノータイヤの写真を合成し、スキーのシュプールを自動車の轍にたとえたパロディ作品。



原告作品



被告作品

### ◆ 判決要旨

この判決では「自己の著作物を創作するにあたり、他人の著作物を素材として利用することは勿論許されないことではないが、他人の許諾なくして利用をすることが許されるのは、他人の著作物における表現形式上の本質的な特徴をそれ自体として感得させないような態様においてこれを利用する場合に限られる」とした上で、「本件写真の利用は、同一性保持権を侵害する改変である」としています。

さらに、「引用にあたるというためには、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができ、かつ、両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められる場合でなければならない」とした上で、「引用されている、ということもできない。引用される側の著作物の著作者人格権を侵害するような態様とする引用は許されないことが明らかである」としています。

### ◆ 解説

著作権法には、パロディとしての利用を例外的に認める規定はありません。

侵害するかしないかについては、グレーのケースが多く、判断がつけにくいといえます。また、権利主張するかしないかの判断は、不快と思うかどうか等、著作者（及び著作権者）の考え次第ともいえます。著作者に許可を得ないパロディは、著作権侵害となるリスクが相当に高いと考えてください。

無用な争いを回避するためにも、パロディ化を前提とするデザイン制作に際しては、元作品の著作者に、パロディ化の目的や方法、印刷する対象物や数量などを説明した上で、事前に承諾（又は許諾）を得るなど、慎重に進めてください。